

# 平成 29 年度 事業計画

～誰もが安心して暮らせるあたたかい福祉のまちづくり～

《第 3 次地域福祉活動計画 基本理念》（実施期間：平成 26 年度～平成 30 年度）

## I. 本年 度 の 方 針

昨年度から施行されている社会福祉法人制度改革により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務など、公益性・非営利性を確保する観点から制度の見直しが行われています。今後は、より一層地域社会に貢献するあり方を検討し、住民に対して説明責任を果たしていくよう取り組みます。

一方で、地域社会の変容等により福祉ニーズが多様化、複雑化していく中、生活困窮者自立支援制度の実施並びに介護保険制度見直しによる新地域支援事業が実施されます。新たな総合事業や協議体設置などによる「地域包括ケア」は、本会が目指す「住民主体による福祉コミュニティづくり」に通じるものです。これまで以上に、地域と密接に関係し、地域における「支え合い」の福祉コミュニティの形成を推進し、積極的に参画する住民とともに、地域の課題を地域で解決していく仕組み作りに努めます。

これらのことを踏まえ、本会は「誰もが、高齢になっても、障がいがあっても、互いに支え合い、安心して、身近な地域で暮らし続けられること」を願い、住民同士の福祉コミュニティづくりである「地域福祉ネットワーク活動（小地域福祉活動）」の推進を重点事業に掲げて、行政・関係機関と連携を図りながら積極的に取り組みます。

また、事業運営を安定したものにするには、財源の確保と経費節減は不可欠です。今年度も引き続き自主財源の確保に努めるとともに、社協事業にご理解とご賛同をいただけるように、住民の目線に立った事業運営に一層の取り組みを進めます。

本年度も『誰もが安心して暮らせるあたたかい福祉のまちづくり』を念頭に、住民の皆様が必要とされる社会福祉協議会を目指します。

## II. 重 点 事 業

### 1. 法人運営について

地域福祉を推進する中核的な団体として、住民の皆様から信頼される組織づくりを目指します。

また、本年 4 月 1 日より新定款が施行され、新たな役員体制がスタートします。引き続き強固な役員体制の構築に取り組みます。

## 2. 地域福祉ネットワーク活動（小地域福祉活動）の推進

本会では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民が主体となり、お互いに支え合う地域のつながりの再構築に取り組んでいます。

また、本年4月から、町より生活支援体制整備事業を受託します。この事業では、新たに生活支援コーディネーターを配置し、町内全域で地域福祉ネットワーク活動（小地域福祉活動）に取り組めるような仕組みづくりを検討・実施していきます。今後も、区長会や民生委員・児童委員協議会、公民館長連絡協議会、老人クラブ連合会等のご協力をいただきながら、「見守り」や「支え合い」を行う地域福祉ネットワーク活動（小地域福祉活動）や地区公民館を利用した「仲間づくりの活動」であるサロン活動の推進に取り組みます。

本年度も、福祉会を組織化されている地域への活動支援として、地域福祉ネットワーク活動地区連絡会を開催し、情報提供・情報交換することにより、地域活動の活性化に努めます。

## 3. 日常生活自立支援事業の推進

本事業は、判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの手続き等のお手伝いをするもので、利用者の利益を保護し、地域で自立した生活を支える本事業の重要性は、益々高まるものと思われれます。今後も、本事業の周知に取り組みます。

## 4. ボランティアセンターの活性化

ボランティアセンター運営委員会を中心に、センター機能を充実させます。

本年度もボランティア講座の実施によるボランティアの育成、ボランティア活動の啓発、情報提供、需給調整に努めます。今後も、ボランティア連絡協議会との連携強化に努め、ともにボランティアの振興に努めます。

## 5. 地域福祉事業の推進

独自事業である「あんしん生活支援サービス事業」は「自立に必要なサービスを提供する」ことを目的に実施しています。今後も公的サービスの対象とならない方々へのサービスとして、日常生活に必要な軽作業を行い、自立支援を目指した事業の推進に取り組みます。

## 6. 居宅介護等事業の推進

制度改正によるサービス体制の見直しが実施されています。継続して適正な事業運営ができるよう、経費節減に努めます。

また、良質なサービスを安定して提供できるよう人材の確保に努め、利用者の皆様が安心して利用できるよう職員の資質向上に努めます。

## 7. シルバー能力活用事業の運営

本事業は、社会の第一線を離れた高齢者の働く意欲と経験・能力の再活用を図ることによって社会参加を促し、「社会的地位の向上」と「生きがい」及び「健康対策」を目的としています。今後益々高齢化が進むにつれ就労者の増加が見込まれるため、多くの就労者に仕事を確保できるよう事業の周知に努めます。

また、良質なサービスを提供できるよう、就労者の資質向上及び知識・技術の指導教育を徹底します。

# Ⅲ. 具 体 的 な 事 業

重点事業の他、次の事業を行います。

## 1. 広報活動の充実

社協だよりを年4回（5月、7月、11月、2月）発行し、社協事業の啓発に努め、住民の社協活動への理解と協力を呼びかけます。また、ホームページによる最新情報の発信に努めます。

今後も、地域に出向いて実施している社協事業説明会の開催に、積極的に取り組みます。

## 2. 児童福祉の推進

- (1) 福祉教育教材の配布（小学4～6年生）
- (2) 低所得世帯児童の小学校入学支度金助成
- (3) 低所得世帯児童の修学旅行費補助
- (4) 福祉教育の実施（高齢者疑似体験・車椅子体験学習など）

### 3. 高齢者福祉の推進

- (1) 愛の一声運動（ヤクルト配達）
- (2) 花いっぱい運動の実施
- (3) 敬老の日「長寿記念品」の贈呈（70歳以上）

### 4. 在宅障がい者（児）福祉の推進

- (1) 団体に対する活動助成
- (2) 個人・団体に対する活動支援や情報提供
- (3) ボランティア連絡協議会所属団体との交流の推進

### 5. 母子・父子世帯福祉の推進

- (1) 団体に対する活動助成
- (2) 個人・団体に対する活動支援や情報提供

### 6. 献血運動の推進

ライオンズクラブ、商工会、食生活改善推進会、各企業の協力を得て、町内店舗（年1回予定）と中央公民館（年2回）の献血を実施します。

### 7. 住民相談事業の推進

- (1) 住民相談の毎週2回開設（月・金曜日）
- (2) 行政相談の年16回開設（月曜日）
- (3) 弁護士による法律相談の年22回開設
- (4) 司法書士による法律相談の年6回開設
- (5) 介護支援専門員による介護相談の年6回開設

### 8. 精霊流しの実施

8月15日に伝統行事の継承、河川の環境美化と香典返し寄付へのお礼を込めて、遠賀川河川敷猪熊公園で実施します。

### 9. 宅配事業の実施

水巻町より受託の配食サービス事業で、利用者の安否確認を行いながら、夕食用の弁当を週5回宅配します。

## 10. 社協と民児協との連携強化

社会福祉協議会と民生委員・児童委員協議会は、地域福祉向上を目指し、連携を強化し、地域福祉活動の推進に取り組みます

## 11. 社協と区長会との連携強化

本年度も社会福祉協議会の会費や募金活動にご協力をいただくほか、「地域福祉ネットワーク活動（小地域福祉活動）」の推進にご協力いただく各自自治会の中核として連携強化を図ります。

## 12. 共同募金会への協力

共同募金配分金は、社協事業運営の上で欠くことのできない財源です。共同募金事業に、住民の皆様にご理解とご協力が得られるよう啓発活動に努めるとともに、計画的な募金活動に取り組みます。

(1) 赤い羽根共同募金（10月1日～12月31日）

(2) 歳末たすけあい募金（11月1日～12月31日）

## 13. 在宅福祉用具等の貸出

急な病気や怪我、入院中の外泊などによる一時的な利用等において、ベッド・車椅子の貸出を行います。

## 14. 生活福祉資金貸付事務

福岡県社会福祉協議会からの受託事業として、生活福祉資金貸付・償還事務を行います。

## 15. 災害時連絡会議の設置

公益財団法人ひびき青年会議所と『災害時相互協力協定』を締結しています。今後は連絡会議を設置し、災害時に必要な連携強化に努めます。

## 16. 町内社会福祉法人との連携強化

町内の高齢者・障がい者・保育所などの社会福祉法人と相互に情報交換を行い、連携強化に取り組みます。